



しばいぬ

年金講座

基礎 2 国民年金・厚生年金の保険料

2026年8月作成

国民年金の加入者

仕事の種類により 第1号～第3号に区分され 保険料の納付などが異なります

第2号	厚生年金に加入しているサラリーマン 例えば → 会社員・公務員 など 保険料・・・給料天引
第3号	サラリーマン(第2号)に扶養されている配偶者 例えば → 専業主婦・専業主夫、扶養の範囲内で働いている人 など 保険料・・・支払不要
第1号	第2号、第3号以外の人 例えば → 自営業(個人事業主、フリーランス)、学生、無職、アルバイト、 短時間勤務や社会保険適用外の個人の会社に勤めるサラリーマンなど 保険料・・・自分で納付

国民年金【第2号】の保険料、厚生年金の保険料

【第2号】会社員や公務員などのサラリーマン（厚生年金に加入している人）

（短時間勤務の方 や 社会保険の適用がない個人の会社に勤めている方 を除く）

- 健康保険と厚生年金は、セットで加入
- 厚生年金に加入＝国民年金（第2号）に該当（国民年金第2号は65歳まで、厚生年金は70歳まで）

【保険料の金額】給料やボーナスの9.15%（厚生年金保険料）

- 給料分・・・給料と手当の合計額に該当する「標準報酬月額表」の保険料額（1年に1回決定）
（例）報酬月額455,000円～485,000円・・・標準報酬月額470,000円 厚生年金保険料43,050円
 - ボーナス分・・・支給ごとに、支給額の9.15%
 - 会社も同じ額を負担（合計すると18.3%）
 - 保険料は、給料から天引き（給料明細の控除欄に、厚生年金保険料〇〇円と記載）
⇒給料から天引きした分と会社の負担分を合わせて、会社が納める
 - 厚生年金保険料を払う＝国民年金保険料も支払い済
 - 産前産後休業期間と育児休業期間は、保険料免除です
- （注）健康保険の保険料は、厚生年金保険料と別です（だいたい3%～5%くらいです）

国民年金【第3号】の保険料

【第3号】 厚生年金に加入している **サラリーマン(第2号)に扶養されている配偶者**
(専業主婦・専業主夫、**扶養の範囲内**で働いている人、20歳～60歳になるまで)

- ・ **扶養・・社会保険の扶養** (税金の扶養とは異なります)
会社の健康保険の家族に入っている配偶者です
1年間の収入が130万円未満の人などです

【保険料】 支払不要です

◆支払なしで、歳をとった時、自分の年金として第3号だった期間の年金を受け取れます

◆**保険料の支払いが必要となる場合** (夫がサラリーマンで、妻が扶養として説明します)

- ・ **夫が退職**して、サラリーマンではなくなった (厚生年金の加入者でなくなった)
- ・ **夫が短時間勤務**になって、厚生年金の加入者でなくなった
- ・ **夫が5歳以上年上で、夫が65歳になったときに**、妻が60歳未満である (説明：夫が65歳で第2号でなくなる⇒妻は「第2号に扶養」が要件の第3号でなくなる)

このような場合は、妻は60歳になるまで、保険料の支払いが必要になります

国民年金【第1号】の保険料

【加入者】 第2号,第3号以外の人です（20歳から60歳になるまで）

- 自営業(個人事業主、フリーランス)、農業
- 学生、無職、アルバイト
- 社会保険の適用がない個人の会社に勤めているサラリーマン
- 配偶者(サラリーマン)の扶養をはずれた（年収130万円以上になったなど）

【保険料の金額・支払】 令和8年度は17,920円（1か月）

➤ **自分で納付**（配偶者・世帯主は連帯して納付する義務）

➤ **支払い困難**(収入過少、失業、学生)⇒免除申請や学生納付特例申請

（注意）免除や猶予が認められていないで、保険料を支払わないと「未納」となり、年金がもらえないことがあります

- **産前産後免除**・・・出産予定日の前月から4か月間免除、届出必要
- **育児免除**(令和8年10月から)・・・1歳の誕生日の前月まで免除(父母ともに)、届出必要

厚生年金の保険料（第2号で説明したとおり）

【加入者】会社員や公務員などのサラリーマン

（短時間勤務の方 や 社会保険の適用がない個人の会社に勤めている方 を除く）

- 健康保険と厚生年金は、セットで加入
- **厚生年金に加入＝国民年金（第2号）に該当**（国民年金第2号は65歳まで、厚生年金は70歳まで）

【保険料の金額】給料やボーナスの9.15%（厚生年金保険料）

- 給料分・・・給料と手当の合計額に該当の「標準報酬月額表」の保険料額（1年に1回決定）
- ボーナス分・・・支給ごとに、支給額の9.15%
- 会社も同じ額を負担（合計すると18.3%）
- **保険料は、給料から天引き**（給料明細の控除欄に、厚生年金保険料〇〇円と記載）
70歳になるまで天引きされます
- 厚生年金保険料を払う＝国民年金保険料も支払い済
- **産前産後休業期間と育児休業期間は、保険料免除です**

（注）健康保険の保険料は、厚生年金保険料と別です（だいたい3%～5%くらいです）